



青 鞆 昌 應 議員
松 坂

▼決まり事(条例や規則)を守っていただきたい

Q 東京学生寮設置条例には、食事の供与を謳っているが、食事の供与は行わないと保護者に通知したことは条例違反ではないのか。

A 三月で廃止の方針を教育委員会で出したため、それに沿って通知した。

Q 卒業までの入寮の約束を破ってよいのか。また、設置条例があるにもかかわらず、当初予算で半年分しか予算計上しないのは違法ではないのか。

A 途中での退寮の可能性を説明していなかったことについては、大変御迷惑をおかけしたと思っている。半年分の予算計上は違法だと思っていない。

Q 教育委員会の前回会議録の承認は会議規則に規定されており、前回の会議録の確認がなされていれば、耐震対策等の未執行状態がわかったのではないのか。

A 前回会議録の承認は、教育委員会の会議では行っていないが、各課長、教育長に供覧し、議事録署名人の委員に確認の上、会議録を確認している。

▼縦割り行政の弊害

Q 四月号の広報しまばらに島原城の入場料を変更したことは掲載されていたが、島原図書館の開館時間延長の情報は掲載されていなかった。どちらも三月議会の承認事項だったと思うが、なぜ対応が違うのか。

A 挟み込みや訂正を加える必要があったかと思う。そこはおわびしたい。

▼相手の立場になって考えていただきたい

Q 学生寮廃止条例を提案するに当たって、臨時の教育委員会を開いたそうだが、その様子はどうだったのか。

A 各家庭を訪問した状況等を説明し、教育委員会で協議し、六月議会に上程することで合意した。

Q 東京学生寮の存続を、保護者や寮生、存続させる会が市長に直訴したがっていた。六月議会での廃止条例の提出は市長の発案なのか。市長は、寮についてどう思っているのか。

A 廃止条例の発案は教育委員会である。市長としては、市民の意見を聞いたり、議会と相談しながら学生寮の議論をすべきであると思っている。学生寮は危険な建物であったが、何年も結論が出せなかったことを、教育委員会が一定の方向を出そうとしていることに対しては理解をしている。



庶民の会 勉 議員
林 田

▼いじめ問題の対策と対応、いじめ防止条例の制定について

Q いじめ問題について、本市はどのように考えているのか。

A いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為であり、理由を問わず絶対になくしていかなければならないと思っている。子供が安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに取り組み、市民総参加でいじめの根絶を目指したいと考えている。

Q 学校ではいじめの未然防止にどのように取り組んでいるのか。

A 各学校はいじめ防止基本方針を策定し、指導体制の確立、家庭、地域、関係機関との連携強化等に取り組んでいる。また、市内小・中学生とその保護者を対象に、アンケートを年三回実施し、いじめ防止に取り組んでいる。

Q いじめが発生した場合、学校はどう対応するのか。

A 担任や関係職員は個人面談を行い、いじめをした側、された側の事実確認を丁寧に行い、解決の方策を探る。

そして保護者を交えて話し合いの場を持ち、保護者の理解を得ながら説明し、解決の糸口を探す。初期の対応が重要だと思っている。

Q 身体に危険が及ぶなどの重大事案が発生した場合、教育委員会はどう対応するのか。

A 調査によって明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分考慮しながら、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して速やかな説明を行う。さらに報道機関への公表についても、個人情報に十分配慮した上で、確認できた事実については行う。

Q いじめ防止条例は制定するのか。

A 現在、市長部局でいじめ防止条例、教育委員会でいじめ防止基本方針の策定作業を連携して進めており、アンケートなどを実施しながら、今年度中に策定したい。

▼市の工事入札制度は適切か

Q 指名選定委員会で選定された業者を市長が差しかえたことがあるのか。

A 指名選定委員会で出てきた結果を尊重し、差しかえや、指示等は一度もしたことはない。

【その他の質問項目】

◇道路に張り出た木々の伐採について